様式３

社会医療法人仁愛会浦添総合病院移転新築工事

資格審査申請書

西暦 年 月 日

社会医療法人仁愛会

理事長　銘　苅　晋

（申請者）(企業体の場合は代表構成員)

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

2020年12月18日付けで告示のありました社会医療法人仁愛会浦添総合病院移転新築工事施工一括発注公募型一般競争入札総合評価方式（標準型）に参加するに当たり、資格要件の確認のできる書類により下記の要件に適合し参加資格を有する者か審査していただくよう申請します。

提出書類に虚偽の記述があった場合は、いかなる措置を受けても異議申し立てを行いません。

なお、この書類を提出した以後に参加資格要件のいずれかを満たさなくなったことが明らかになった場合は、速やかに辞退を届け出ます。

記

参加資格要件

（1）基本要件

参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は単独企業又は自主的に結成された施工共同企業体（以下「企業体」という。）によるものとし、企業体による参加の場合、主に施工業務を行う者が代表構成員となるものとする。また、2以上の参加者（企業体の構成員を含む。）を同時に兼ねることができない。参加希望者は告示の日から契約締結日までにおいて次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（2）共通要件

参加希望者においては以下に掲げる共通要件を全て満たすこと。企業体の場合は全ての構成員を対象とする。

ア　告示日現在、沖縄県において令和2年度工事等入札参加資格者に登録されていること。

イ　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

エ　国、沖縄県、浦添市から指名停止措置を受けていないこと。

オ　浦添市暴力団排除条例の規定に基づく、暴力団及び暴力団員に該当しないこと。

カ　参加希望者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 （基準に該当する者の全てが企業体の代表構成員以外の構成員である場合及び同一の企業体に属する場合を除く。）

（a）資本関係

以下のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

①会社法第2条第4に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（b）人的関係

以下のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし（a）については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

①一方の会社の役員が他方の会社役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（c）その他の関係

上記（a）又は（b）と同視し得る資本関係、人的関係があると認められる場合

キ　消費税及び地方消費税その他納税の義務を怠っていないこと。

ク　施工業務については、単独又は企業体の代表構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ケ　施工業務については、単独又は企業体の代表構成員が建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（参加表明書の提出日において有効なもの（審査基準日から1年以内）に限る。）の建築一式工事の総合評定値(Ｐ)が1,200点以上の者。

コ　企業体において施工業務に代表構成員以外の構成員を加える場合は、沖縄県に本社を置き、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（参加表明書の提出日において有効なもの（審査基準日から１年以内）に限る。）の土木一式工事の総合評定値(Ｐ)が1,000点以上若しくは、建築一式工事の総合評定値(Ｐ)が900点以上の者。

サ　施工業務については、単独又は企業体の構成員のいずれかが日本国内において過去15年間（2005年4月1日以降）に竣工した病院であって、一般病床数100床以上の病院の新築に係る施工実績及び延べ床面積10,000㎡以上の新築建築物（基礎免震構造）の施工実績を有すること。

シ（3）に掲げる施工者の要件に挙げた技術者を必要人数配置すること。また、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。

（3）施工者の要件

「施工業務」を行う者は参加表明書提出日において以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

ア　現場代理人は参加希望者と6ヶ月以上の雇用関係がある者を配置すること。

イ　監理技術者は以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

（a）一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

（b）監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（c）過去5年以内に監理技術者講習を修了していること。

（d）日本国内において過去15年間（2005年4月1日以降）に竣工した延べ床面積10,000㎡以上の新築建築物（基礎免震構造）の施工実績を有すること。

ウ　電気設備担当技術者は一級電気施工管理技士以上の資格を有する者を配置すること。

エ　機械設備担当技術者は一級管工事施工管理技士以上の資格を有する者を配置すること。

オ　企業体の場合、配置予定技術者の所属は構成員のいずれかを問わない。

※記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合においては、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとし、当法人が必要と認める書類を提出しなければならない。また、他の業務を受注したことを理由として配置予定技術者を変更することは認めない。

※上記に違反した場合は優先交渉権者の決定を取消し、契約締結の保留又は契約解除等の措置をとるものとする。

【連絡担当部署】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属・部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| 電子メール |  |

（注）必要な添付書類が不足していた場合には、その要件を満たしていないものと判断する。